

山建産連発第52号  
令和8年3月18日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会  
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会  
会長 浅野 正一

### 山梨県県土整備部 ICT 活用工事試行要領の改定について

件名のことについて、別紙の通り、山梨県県土整備部長より通知がありました。

今般、山梨県県土整備部では、ICT施工技術を活用した工事に関して必要な事項を定めるICT活用工事試行要領が改定され、山梨県県土整備部の発注する工事（営繕工事を除く）において、令和8年4月1日以降に公告（または指名通知）する工事（委託業務を含む工事）から適用されるとのことです。

つきましては、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知いただき、適正に対応いただきますようよろしくお願い致します。

なお、改定された山梨県県土整備部 ICT 活用工事試行要領等は、下記の山梨県県土整備部技術管理課のホームページよりダウンロード可能となっております。

#### 記

##### 1.適用

令和8年4月1日以降に公告（または指名通知）を行う委託業務を含む工事に適用する。

##### 2.山梨県県土整備部技術管理課ホームページ

《ICT活用工事等関係情報》

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/jyouhoukasekou.html>

以上